

損害賠償及び和解に関する件

平成29年（2017年）5月30日提出

札幌市長 秋元克広

本市は、下記により損害賠償の額を定め、和解するものとする。

記

1 相手方

札幌市西区

北斗重工株式会社

2 事故の概要

札幌市西区発寒15条13丁目において、相手方所有の建物2棟及び自動車7台が、発寒清掃工場（札幌市西区発寒15条14丁目）の煙突から飛散した錆を含む雨水等により損傷した。

なお、この事故は、議案第19号、報告第8号 番号3から番号14まで、平成28年第3回定例会市議会報告第4号 番号31から番号76まで、平成28年第4回定例会市議会議案第23号、第24号及び報告第2号 番号6から番号88まで並びに平成29年第1回定例会市議会議案第39号から第47号までと同一の事故である。

3 損害賠償の額

|          |             |
|----------|-------------|
| (1) 建物分  | 24,075,101円 |
| (2) 自動車分 | 2,386,051円  |
| ア 自動車1台  | 295,704円    |
| イ 自動車1台  | 268,056円    |
| ウ 自動車1台  | 390,312円    |
| エ 自動車1台  | 351,324円    |
| オ 自動車1台  | 393,019円    |
| カ 自動車1台  | 288,684円    |
| キ 自動車1台  | 398,952円    |
| (3) 合計額  | 26,461,152円 |

(理由)

本市の業務に関して発生した事故について、損害賠償の額を定め、和解するため、本案を提出する。